

令和8年度 事業計画

I 活動の基本方針

全法連が制定した法人会の理念の下、法人会は「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の更なる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、組織基盤の安定のため会員増強と福利厚生制度の推進に一層力を注ぎ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

II 主な事業計画

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

広く一般の企業や市民にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資する施策を講じる。税務当局と連携して税関連コンテンツを拡充し、会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。引き続き電子申告制度の周知に注力するとともに、電子帳簿保存法やインボイス制度への対応に関する基本的な情報提供を行い、事業者のデジタル化を支える環境整備に取り組み、税務を起点とした社会全体のDX推進に努めていく。

また、将来を担う小中学校の生徒等に対する租税教育活動の充実に努めるとともに、「税を考える週間協賛講演会」をはじめとする各種講演会やセミナーを積極的に実施し、税務当局及び税務関連団体等と連携しながら、デジタル化を前提とした納税環境の整備、会員企業の実務に資する内容の提供、並びに自主点検チェックシートの普及拡大に努める。

2. 税制に対する調査研究と提言活動の推進

税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の要望を集約し、税制に反映されるよう関係機関に対し提言活動を展開する。

要望の集約にあたっては、国税とともに地方税に関しても会員の要望の把握に努める。

3. 組織の充実・強化

組織の基盤強化のため、組織・厚生合同委員会の開催など厚生共益事業委員会との連携をはじめ他の委員会とも会員増強に関する情報を共有し、各種施策の検討を進める。特に、協力保険会社およびその推進員に対して積極的に情報提供を行うなど、会員増強に関わる環境整備を強化し、一層の協力体制を構築する。また、会員増強月間を設けるとともに、会員への事業内容の周知や新入会員に対するフォローアップなど効果的な会員の退会防止

に努めながら、役員一人一社以上の獲得を目標に、各単位会の取り組みを共有し、全会一丸となった組織的な会員増強を図る。

さらに、会員紹介制度の一層の充実を図り、転出会員の継続加入推進に努めるとともに、単位会と連携して調査部所管法人の加入勧奨を推進する。

4. 研修の充実

法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、参加者へのアンケート結果なども参考にしながらニーズの高い研修・セミナーの開催に努める。このため Web 配信を積極的に活用する他、単位会連携による広域開催など、より効果的な開催方法や、外部媒体も活用した体系的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。

5. 広報活動の推進

法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

このため、ソーシャルネットワークサービスやデジタルコンテンツの活用をはじめ、ホームページや会報誌等の充実を図ることとし、東法連および単位会情報の発信を強化するとともに、特に公益的な事業についてはマスコミにアピールするためのパブリシティ活動を積極的に実施する。

全法連の法人会アンケート調査システムについては、単位会の協力のもとに同制度を周知し、登録者の増加に努め、東法連独自の地域限定アンケートによる同システムの活用を図る。

また、単位会の広報活動に関する表彰を引き続き実施し、広報担当者のモチベーションアップとともに、好事例を紹介し法人会広報活動の向上に役立てる。

6. 厚生共益事業の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、財政面における意義をも考慮し、各委員会や連絡協議会などとも連携して制度の維持と普及推進を図る。

そのため、全法連が展開する「ネクストチャレンジ 100～更なる飛躍を目指して～」や会員増強策、健康経営事業の推進に積極的に協力することとし、各委員会及び制度協力会社との連携を強化し福利厚生制度の拡大を目指した推進を図る。推進にあたっては、従来の推進策とともに、役員加入率の向上と役員による新規加入企業の紹介を促進し、制度加入企業数の増加を目指す。さらに会員企業等における人材確保を支援するため、特定退職金共済会の従業員向け退職金制度の普及についても同共済会と連携・協力して取り組む。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、会員企業のニーズに適う、会員企業のメリットを追求した共益事業を推進するとともに、その周知についても協力会社との連携を強化しつつ、発信手段の多様化も推進していく。

さらに、法人会事業推進のためには、会員増強や財政基盤強化に資する訴求力のある厚生共益事業の構築・充実が重要であることから、厚生共益事業に関する情報収集を図り、より効果的な事業について検討を進める。

7. 公益事業活動の推進

法人会の公益事業活動については、引き続き税を中心として行うこととする。推進にあたっては、地域や社会への貢献が重要な課題であることも念頭におき、組織力を十分に活かし、関係機関や各委員会等と連携しつつ、積極的かつ継続的に活動を実施する。

租税教育については、青年部会連絡協議会、女性部会連絡協議会の協力のもと、関係機関等と連携して積極的に推進する。

中小企業の税務コンプライアンス向上を目的とした自主点検チェックシートについては、企業の健全な発展に資する取り組みとして、利用拡大に向け更なる推進を図ることとする。

このほか、東京都と覚書を締結している地球温暖化対策などについては、情報交換を図りながら適切に対応するとともに単位会への情報提供に努め、青年部会・女性部会が進める各種事業についても、各部会および全法連と連携して取り組む。

8. 健康経営の推進

我が国の税収の増加、および将来の社会保障給付費の抑制に貢献することを目標に、法人会ならではの「健康経営」の推進に東法連全体で取り組んでいく。令和8年度は、都内各单位会や会員企業への「法人会版健康経営」の周知活動を推進する。

また、健康経営宣言書を東法連全体で活用し、健康経営宣言を行う企業の拡大を図るとともに、単位会の実情を踏まえた組織的な推進体制の整備を行う。さらに、セミナーや勉強会を積極的に開催し、健康経営の普及・定着を加速させる。

9. 青年部会・女性部会活動の充実

各单位会青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、部会員の増強、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、会活動の担い手として法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や「税に関する絵はがきコンクール」、環境問題（CO₂削減問題・節電）について、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

また、全法連青連協による財政健全化のための健康経営プロジェクトについては、健康経営委員会とも連携しながら推進を図り、全法連女連協による食品ロスについては、行政当局の施策・情報提供や幅広い先進事例について、積極的に情報収集を行い、取組事例の研究に努める。

10. 関係機関との連絡協調

東京国税局をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとって欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

特に、税務当局が進める「税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）」については、東京国税局・各税務署と連携・協力しながら必要な施策に取り組む。

また、全法連の局連組織・厚生拡大合同委員会については、今年度、東法連が主幹となり、神奈川・千葉・山梨の各県連、全法連、厚生制度協力会社と連携し、魅力ある開催を目指す。

1 1. 法人会体制の整備

時代に即した組織運営体制を構築するため、最新のデジタル技術を導入するなど、業務の効率化を図る。

また、単位会及び東京局管内の各県連（神奈川・千葉・山梨）との協力関係を一層深め、連携して事務運営にあたる。

改正公益法人制度への対応については、行政庁と法人会間の課題解決に向けた調整機能を適切に果たすとともに、特に新公益会計基準への移行に際しては、全法連と緊密に連携し、円滑な実施を支援する。